

第6回農業委員会定例会(議事録)

1	日 時	令和4年6月30日(木)	午前10時00分 午前11時00分
2	場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室	
3	出席農業委員	1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員 6 赤坂委員, 7 土居委員	
	欠席農業委員		
	推進委員	大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 西原推進委員, 沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居推進委員, 須賀推進委員, 西野推進委員, 大木推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員, 佐伯推進委員	
4	説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事	
5	審議案件	<p>議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第27号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について</p> <p>議案第28号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第10号 利用権(農用地利用集積計画)の解約について</p> <p>報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和4年第6回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、5番渡橋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1，議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ，参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は，下野町字小井出3263番2（仮換地9街区3-1画地及び3-2画地）の1筆，地目は田，面積は480㎡（換地後の面積は計174.79㎡）です。</p> <p>当該農地は，区画整理区域内にあるため，転用後も宅地とならず，地目が農地のままになっているために，転用許可が必要となるものです。</p> <p>自己住宅用地の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり，区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居 推進委員	<p>申請地は，竹原市役所から北に約950m付近にあります。</p> <p>現地確認時，既に住宅が建築されておりました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の1ページ, 参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は, 下野町字小井出3263番4(仮換地9街区3-3画地及び3-4画地)の1筆, 地目は田, 面積は9.79㎡(換地後の面積は計165.12㎡)です。</p> <p>当該農地は, 区画整理区域内にあるため, 転用後も宅地とならず, 地目が農地のままになっているために, 転用許可が必要となるものです。</p> <p>自己住宅用地の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり, 区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居 推進委員	<p>申請地は, 竹原市役所から北へ約950m付近にあります。</p> <p>現地確認時, 既に住宅が建築されていました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑, 意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に3番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ, 参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は, 竹原町字上新開3599番1(仮換地31街区2画地), の1筆, 地目は田, 面積は697㎡(換地後の面積482.35㎡)です。</p> <p>分譲住宅用地の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり, 区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>
須賀 推進委員	<p>申請地は, 竹原市役所から北へ約750m付近にあります。</p> <p>現地確認時, 耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑, 意見なし」の声あり</p>

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 4番の申請地は、仁賀町字古川92番、94番の計2筆、地目はいずれも田、面積は計1,285㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。
大藤 推進委員	申請地は、荘野小学校から南西へ約1,700m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に5番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 5番の申請地は、仁賀町字古川109番、110番の計2筆、地目はいずれも田、面積は計998㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。

大藤 推進委員	申請地は、荘野小学校から南西へ約 1,700m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 2、議案第 27 号「農地法第 5 条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 3 ページ、参考資料の 4～5 ページをご覧ください。 申請地は、竹原町字多井一ノ割 2772 番の 1 筆、地目は田、 面積は 1,044 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、令和 3 年 6 月 30 日付け指令竹農委第 5-3-22 号で許可を受けたものであり、コロナ禍で資材の入荷が遅れているため、完成期限を令和 4 年 6 月 30 日までから、令和 5 年 6 月 30 日までに変更するため、履行延期承認申請があったものです。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の3ページ，参考資料の6～7ページをご覧ください。</p> <p>申請地は，竹原町字多井一ノ割 2771 番，2774 番の2筆，地目はいずれも田，面積は計 2,023 m²です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，令和3年8月30日付け指令竹農委第5-3-33号で許可を受けたものであり，コロナ禍で資材の入荷が遅れているため，完成期限を令和4年8月30日までから，令和5年6月30日までに変更するため，履行延期承認申請があったものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして，日程第3，議案第28号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の4ページ，参考資料の8ページをご覧ください。</p> <p>本議案は，「農用地利用集積計画の決定について」となっております。</p> <p>今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 1,471 m²，対象人員は，貸し手が1人，借り手が1人です。</p> <p>内容につきましては，参考資料8ページのとおりとなっております。</p> <p>本議案が可決の場合，令和4年7月1日付けで，公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって，議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第4，報告第10号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の5ページ, 参考資料の9～11ページをご覧ください。</p> <p>今回利用権解約の申出があった案件の面積は12,823㎡, 対象人員は, 貸し手が6人, 借り手が1団体です。</p> <p>賃貸人, 借入人の両名から, 賃貸借の合意解約が令和4年5月19日に1件, 5月31日に5件, 成立した旨の通知書を受領しております。</p> <p>詳細につきましては参考資料の9～11ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に日程第5, 報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の6ページ, 参考資料の12～14ページをご覧ください。</p> <p>令和4年5月に農業委員会に届出のあった件数, 筆数, 面積について報告いたします。</p> <p>件数は6件, 筆数は田10筆, 畑13筆の計23筆, 面積は計11,028㎡の届出がありました。</p> <p>詳細につきましては参考資料の12～14ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き, 一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
土居委員	<p>次の3件について, 要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災農地・農道・水路の早期復旧 2 受益者戸数及び受益者負担額についての軽減 3 遊休農地の解消
土居 推進委員	<p>災害復旧をした農地を耕作していない農家が見受けられる。災害復旧した農家にはしっかり営農するよう指導する必要がある。耕作を放棄して管理されていない農地があることが, 周辺農地に影響をおよぼし, 周辺農家に水路, 農道等の維持管理等の負担がのしかかり, 営農意欲をそぐ原因となっているため, 指導していく必要がある。</p>
局 長	<p>早期復旧及び受益者負担額等については, 建設課に再度要望します。</p> <p>耕作をされていない農地が増えることにより, 周辺農家に負担をかけている現状があることは, 認識しています。遊休農地を解消するために, 今後, 各地域ごとの農地をどのように集積するのか等を決める, 地域計画を策定する予定となっており, 地域の皆様と話をしながら取り組んでまいりますので, その際は, 農業委員及び推進委員のみなさまのご協力をお願いいたします。</p>

議 長

以上をもちまして、令和4年第6回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 渡橋 昭二郎